

吉川市建設工事総合評価方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吉川市契約規則（昭和39年吉川町規則第2号。以下「規則」という。）第18条第2項の規定により、法令及び規則に定めるもののほか、市が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2第1項又は第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価方式により入札を行う工事（以下「対象工事」という。）は、市長が選定する。

2 市長は、建設工事の目的及び内容を類型化し、対象工事として選定する基準を定めるものとする。

(総合評価の方法)

第3条 令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）で価格以外のものは、次に掲げるとおりとする。

(1) 評価の対象とする条件（以下「評価項目」という。）

(2) 評価の方法

2 市長は、前条第2項の規定により類型化された建設工事ごとに落札者決定基準を定めるものとする。

3 市長は、その責任において、個々の対象工事の落札者決定基準のうち次に掲げる事項を主管の課長相当職に意思決定させるものとする。

(1) 評価項目の選定

(2) 評価項目の配点

(学識経験者の意見の聴取)

第5条 令第167条の10の2の規定による学識経験者を有する者を聴く方法は、埼玉県総合評価方式実施マニュアル（平成19年埼玉県県土整備部長及び都市整備部長決裁）に定める埼玉県総合評価審査委員会小委員会の意見を聴くこととする。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、総合評価方式の試行に当たり必要な事項は、埼玉

県総合評価方式実施マニュアルの例による。

附 則（平成19年規則第218号）

この告示は、平成19年9月1日から施行する。